

三重県内の最低賃金

三重県最低賃金

時間額 **753** 円 (平成26年10月1日発効)

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、下表の「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。ただし、次の労働者は、「三重県最低賃金」が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
 - ② 雇い入れ後3月未満（「ガラス・同製品製造業」及び「電線・ケーブル製造業」は6月未満）の者であって、技能習得中のもの
 - ③ 主として清掃又は片付け等軽易業務に従事する者
- また、派遣労働者については、派遣先の地域別又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

特定（産業別）最低賃金			効力発生日
三重県ガラス・同製品製造業最低賃金	時間額	800円	平成26年1月4日
三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金 (下記※参照)	日額	5,907円	平成10年12月15日
	時間額	県最賃 (753円)	(平成26年10月1日)
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	時間額	820円	平成26年1月4日
三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金	時間額	816円	平成26年1月4日
三重県一般機械器具製造業最低賃金	時間額	762円	平成15年12月15日
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額	805円	平成26年1月4日
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額	841円	平成26年1月4日

※ 三重県（地域別）と特定（産業別）最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。従って、「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金（時間額739円、日額5,907円）」が適用される労働者については、三重県（地域別）最低賃金の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

詳細については、三重労働局賃金室（TEL059-226-2108）又は最寄の労働基準監督署へお尋ねください。三重労働局ホームページ（<http://mie-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）にも掲載しています。